

平成29年8月8日

各 位

上場会社名 株式会社 郷鉄工所
代表者名 代表取締役社長 林 直樹
(コード番号 6397)
問合せ先責任者 執行役員 若山 浩人
(TEL. 0584-22-1124)

追加調査に対する第三者委員会の中間報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成29年7月31日付「追加調査に対する第三者委員会設置に関するお知らせ」及び平成29年8月4日付「(経過)追加調査に対する第三者委員会設置に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、今般、第三者委員会より、平成29年8月8日付で、「別紙」のとおり、中間報告書を受領しましたのでお知らせいたします。

受領しました内容を精査のうえ、今後の対応につきましては、改めて公表いたします。

以 上

平成 29 年 8 月 8 日

株式会社郷鉄工所 御中

中間報告書

株式会社郷鉄工所 第三者委員会

委員長 弁護士 高野 哲 也



委員 弁護士 倉橋 博文



委員 公認会計士 山田 幸平



第1	当委員会の概要.....	1
1	当委員会設置の経緯及び当委員会の目的等.....	1
2	当委員会の構成等.....	3
3	当委員会による調査方法及び調査内容.....	4
第2	社内調査対象 13 案件について.....	5
1	三重県白山町の産業廃棄物処理場計画案件.....	5
2	青森県青森市の産業廃棄物処理場受注案件.....	6
3	G社内の温泉掘削工事発注案件.....	8
4	宮城県気仙沼市のJ V工事に係る工事中機器受注案件.....	8
5	青森県上北郡の太陽光設備の認可手続きにおける発注案件.....	9
6	青森県津軽市の太陽光発電設備開発における手付金案件.....	10
7	岐阜県揖斐町の太陽光発電設備の土地取得案件.....	11
8	関係会社M社への貸付金案件.....	12
9	愛媛県松山市の太陽光発電設備受注案件.....	13
10	ガス発電エンジンの契約案件.....	14
11	子会社Q社への貸付金案件.....	16
12	借入目的の支払手形詐取案件.....	17
13	金融機関以外からの資金調達に係る仲介手数料案件.....	18
第3	平成 29 年 3 月末における資産譲渡取引に係る特別利益の計上等について.....	19
1	案件の概要.....	19
2	現状の会計処理の概要.....	21
3	当委員会が調査を経て認定した事実等.....	22
4	会計上の考察.....	26
5	G社による振出手形の回収等について.....	30

【略称・定義語】

本報告書に用いる略称・定義語の意味は、別段の定義がない限り、次の表に記載したとおりとする。

<法人>

定義	内容
G社	株式会社郷鉄工所
A事務所	
B社	
C社	
D社	
E社	
F社	
H社	
I社	
J社	
K社	
L社	
M社	
N社	
O社	
P社	
Q社	
R社	
S社	
T社	
U社	
V社	
W社	
X社	
Y社	
Z監査法人	
a社	

<個人>

定義	内容
林氏	林 直樹 G社代表取締役
田中氏	田中 桂一 G社取締役
a 氏	
b 氏	
c 氏	
d 氏	
e 氏	
f 氏	
g 氏	
h 氏	
i 氏	
j 氏	
k 氏	
l 氏	
m 氏	

第1 当委員会の概要

1 当委員会設置の経緯及び当委員会の目的等

(1) 当委員会設置に至る経緯

G社は、平成28年8月頃、会計監査人等より、新規事業に関する取引内容の妥当性や資金調達の過程における入出金手続及び資金の管理方法並びに調達方法の妥当性に関し疑義がある旨の指摘をされたことを契機として、同月以降、G社における滞留債権の内容並びに処理方法及び資金調達時の不適切な業務処理等について社内調査委員会を設置し調査を行った。

しかしながら、社内調査委員会としては、社内調査では限界があり、専門的かつ客観的な見地からの調査が必要と判断したことから、疑義のある過去の取引15案件を示した上で、第三者委員会を設置して調査することを求める報告書を作成した。G社では、これを受けて平成29年5月2日に第三者委員会を設置し、当該15案件のうち2案件につき調査を行った。

もともと、平成29年6月23日に上記第三者委員会からの調査報告書を受領後、G社は会計監査人より、上記2案件以外の13案件（以下「社内調査対象13案件」という）についても、追加して調査する必要がある、これが完了しない限り、決算に関する監査意見を表明することは出来ず、決算も確定させることはできない旨の指摘を受けた。

さらに、会計監査人より、G社が平成29年3月30日付「固定資産・流動資産の一部譲渡及び一部貸借契約の締結、並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」及び平成29年3月31日付「流動資産の譲渡契約の締結並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」により開示した取引について、当該取引の成否（特別利益計上の可否）を含めた債務免除益の妥当性に関し疑義があるため、上記と同様に追加して調査を実施する必要がある旨の指摘を受けた。

そのため、G社は追加して専門的かつ客観的な見地からの調査が必要であると判断し、平成29年7月30日、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って、G社と利害関係のない、弁護士及び公認会計士から構成される当委員会を設置し、同月31日にこれを公表した。

(2) 当委員会の目的

当委員会は、主にG社の平成29年3月期における以下の内容を中心に実施し、調査分析を行うとともに、その原因を究明し、再発防止策の検討・提言を行うことを目的としている。

ア 平成 29 年 5 月 2 日付設置の第三者委員会における調査対象案件以外の下記の社内調査対象 13 案件での滞留債権の発生に至った経緯及び事実関係について（各事件の事案の概要は後記第 2 のとおり）

- ① 三重県白山町の産業廃棄物処理場計画案件
- ② 青森県青森市の産業廃棄物処理場受注案件
- ③ G 社内の温泉掘削工事発注案件
- ④ 宮城県気仙沼市の J V 工事に係る工事用機器受注案件
- ⑤ 青森県上北郡の太陽光設備の認可手続きにおける発注案件
- ⑥ 青森県津軽市の太陽光発電設備開発における手付金案件
- ⑦ 岐阜県揖斐町の太陽光発電設備の土地取得案件
- ⑧ 関係会社 M 社への貸付金案件
- ⑨ 愛媛県松山市の太陽光発電設備受注案件
- ⑩ ガス発電エンジンの契約案件
- ⑪ 子会社 Q 社への貸付金案件
- ⑫ 借入目的の支払手形詐取案件
- ⑬ 金融機関以外からの資金調達に係る仲介手数料案件

イ 資金調達時の小切手・手形の管理及び支払費用の妥当性及び調達先選定の経緯について

ウ G 社が平成 29 年 3 月 30 日付「固定資産・流動資産の一部譲渡及び一部貸借契約の締結、並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」及び平成 29 年 3 月 31 日付「流動資産の譲渡契約の締結並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」により開示した資産譲渡取引に係る特別利益の計上等について

（3）中間報告の趣旨及び範囲

G 社は、会計監査人より、上記追加調査が完了しない限り、決算を確定させることはできない旨の指摘を受けていることから、第 86 期（平成 29 年 3 月期）有価証券報告書の提出期限である平成 29 年 6 月 30 日までに提出をすることができておらず（金融商品取引法第 24 条第 1 項）、有価証券報告書の提出期限の延長申請に関する承認を受けているものの（企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 3 項）、延長後の提出期限である平成 29 年 7 月 31 日にも第 86 期有価証券報告書の提出をすることができていない。そのため、延長承認後の提出期限の経過後 8 営業日以内（平成 29 年 8 月 10 日まで）に第 86 期有価証券報告書の提出ができなかった場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 601 条第 10 号及び名古屋証券取引所の

定める株券上場廃止基準第2条第10号に定める上場廃止基準に該当することになる。

この点、当委員会は、G社と協議した上で、平成29年8月10日までに第86期有価証券報告書を提出することを前提とした場合、主に平成29年3月期の決算に直接的な影響を及ぼす可能性のある項目に限定して調査・検討を行った結果を報告することが相当と認められたため、本中間報告書において、上記(2)記載の当委員会の目的のうち、優先的に上記ア及びウを中心として事実関係の調査を実施し、会計処理上の問題点等に関する検討を行った結果について中間報告を提出する次第である。

なお、本中間報告書は、当委員会において、極めて限定された調査期間において、中間報告に必要と判断した優先的な調査対象事項を抽出し、時間的・場所的な制約の中で可能な限りの資料の収集による調査を実施し、当該調査を踏まえた分析に最大限努力した結果を内容とするものである。また、上記アに関して社内調査委員会により示された13案件についても調査対象としており、調査対象案件が非常に広範かつ複雑であったことから、当委員会としての見解を導くための必要な調査及び検討に極めて限定された時間を優先して使用することとし、本中間報告書においては詳細な事実認定及び判断の経過に係る記載を省略している点が多々あることを付言する。

2 当委員会の構成等

当委員会は、「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成22年7月15日公表、同年12月17日改訂、日本弁護士連合会)に準拠して、下記のメンバーにより構成された。

委員長	高野 哲也	弁護士	(大知法律事務所パートナー)
委員	倉橋 博文	弁護士	(弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー)
委員	山田 幸平	公認会計士	(LR会計 代表)

また、上記各委員と共に、その指揮監督の下、迅速且つ精度の高い調査を実施すべく、下記のメンバーが調査活動を補助している。

岸本 悠 弁護士 (大知法律事務所アソシエイト)

当委員会の各委員の選定の経緯は、当初は上記委員とは別の公認会計士(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社所属)を当委員会の委員として選定しようとしたところ、当該公認会計士は過去にG社が資金調達を検討していた際にアドバイザーとして関与したことがあり、「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」におけ

る独立性の要件を充足しないものと考えられたため、当該公認会計士の紹介により、G社と利害関係のない、独立性の要件を充足する第三者として上記委員3名が当委員会の委員として選任されたものである。なお、当委員会の調査費用は、G社のS社からの借入金により、G社から支出されており、G社とS社との取引は当委員会の調査対象となり得るものの、当委員会とS社との間には直接の債権債務関係はなく、その他に独立性に影響を及ぼす関係・取引は存在しない。

3 当委員会による調査方法及び調査内容

(1) 調査方法

当委員会は、上記1(2)の目的を達成するために必要な調査として、関係資料の精査及びG社の役員及び主要な従業員、取引の相手方等の関係者に対するヒアリングを行った。

(2) 調査内容

ア 関係資料の精査

当委員会は、G社の役員及び主要な従業員に対して関係資料の依頼を行い、これにより開示された以下の概要の関係資料の精査を行った。また、平成29年5月2日に設置された第三者委員会から取締役会議事録等の引継ぎを受けている。

- ① 平成27年3月期から平成29年3月期における決算書及び勘定科目内訳書等の決算関係資料
- ② 上記1(2)ア①乃至⑬の案件に関連する契約書、請求書、検収書、工事引渡完了確認書等の取引関係資料及び借入申請書等の内部稟議資料並びに滞留債権に関する会計関係資料その他関連する文書等の資料
- ③ 上記1(2)ウの取引に関連する、金銭消費貸借契約書、債権譲渡契約書、資産譲渡に関する契約書、譲渡対象資産の評価額に関する資料等の取引関係資料及び特別利益の計上や債務免除益の計上に関する会計関係資料並びに手形・小切手の管理台帳等の経理関係資料その他の関連する文書等の資料

イ G社の役員及び主要な従業員、取引の相手方等の関係者に対するヒアリング

当委員会は、本中間報告書における調査のために必要と判断した下記のG社の役員及び主要な従業員、取引の相手方等の関係者に対してヒアリングを行った。

- ① G社 林 直樹 代表取締役
- ② G社 長瀬 隆雄 取締役

- ③ G社 田中 桂一 取締役
- ④ G社 樋田 英貴 取締役
- ⑤ G社 宮脇 一人 取締役
- ⑥ G社 馬淵 良一 取締役
- ⑦ G社 若山 浩人 執行役員（財務、経理部長兼総務部長）
- ⑧ G社 高木 茂喜 財務、経理部 次長
- ⑨ G社 宮地 裕治 営業本部 東京支店 次長
- ⑩ 石川 歩 G社元取締役
- ⑪ S社 f氏
- ⑫ T社 g氏
- ⑬ B社 h氏
- ⑭ Z監査法人 i氏
- ⑮ Z監査法人 j氏
- ⑯ a氏
- ⑰ c氏
- ⑱ e氏

第2 社内調査対象13案件について

前記第1・1（2）ア記載の13案件について、以下、当委員会が現状の調査において把握した案件の概要について記載するとともに、現状の会計処理を踏まえた会計上の考察について述べる。なお、本中間報告書は会計に関する事項を優先的に調査しており、当該事象に伴う法的責任やその原因、再発防止策等については現在も調査中であり、本中間報告書では盛り込んでいない。

1 三重県白山町の産業廃棄物処理場計画案件

（1）案件の概要

三重県津市白山町に産業廃棄物最終処分場を設置する計画に関して、平成26年5月、G社が経営コンサルタントであるA事務所に対して、同処分場を設置する予定の土地所有者から所有権移転に係る同意を取り付けること等を委託し、その費用として6,000万円を支払った。

（2）現状の会計処理の概要

平成26年5月に「建設仮勘定」として6,000万円が資産計上されている。

平成27年3月期の第2四半期（平成26年9月）に「建設仮勘定」から「長期仮払金」に振り替えられている。

他方、長期仮払金に対する貸倒引当金の設定状況は次の通りである。

- ・平成28年3月期の第2四半期（平成27年9月）：600万円の計上
- ・平成28年3月期の第3四半期（平成27年12月）：600万円の計上
- ・平成28年3月期の本決算（平成28年3月）：4,800万円の計上

（3）会計上の考察

G社では、貸倒引当金に関する基本的な方針として、6ヶ月以上の滞留を認識すると最初は50%の引当を行い、その後の経過を見て100%の引当を行うとのことである。

本件の場合、平成26年9月に長期仮払金に振り替えていることから、平成27年3月の本決算においては6ヶ月が経過していることになる。

ゆえに、本来であれば平成27年3月期の本決算において3,000万円の貸倒引当金を計上することを検討すべきであったと思われるが、G社において貸倒引当金設定時の根拠資料がそもそも作成されていないことから、平成27年3月期の本決算時、G社においてどのような判断が行われたのかが確認できず、これ以上の追及は困難と言わざるを得ない。

また、平成28年3月期の第2四半期と第3四半期において、それぞれ債権額の10%分が引当となっているが、G社の貸倒引当金の計上に関する基本方針に照らして奇異な印象を受けるものであり、貸倒引当金の過少計上による利益調整の意図が存在したのではという疑問が残る。

2 青森県青森市の産業廃棄物処理場受注案件

（1）案件の概要

青森県青森市に産業廃棄物最終処分場を設置する計画に関して、平成25年2月27日、G社は、B社から環境影響評価及び基本設計業務を報酬1億5,750万円（税込）により受注し、当該業務をC社に対して報酬1億500万円（税込）で再発注した。もっとも、当該業務が完了していないにもかかわらず、G社の要請により、同年3月29日にすべて完了したこととして、B社からG社に対して完了証明書が交付されている。なお、平成25年3月末現在及び直近時点の工事の進捗率に関して明確な説明を受けておらず、証拠も確認できていない。

平成25年4月20日、G社からC社に対して、2,100万円のみが支払われている（残金8,400万円については現在も未払のまま）。

その後、同計画を推進してきたD社の代表者が死亡したことにより、計画が中断した。B社からG社に対して上記報酬1億5,750万円のうち4,400万円のみが支払われ、残りの1億1,350万円の売掛金が未回収のままとなっている。

なお、平成29年7月、G社とC社との間で、同年9月30日までに1,050万円（消費税率は5%と仮定）を支払うことにより、残額の7,350万円（同）の指定納品書の

赤伝票を受領する旨の合意がなされている。

(2) 現状の会計処理の概要

平成 25 年 3 月 29 日に売掛金 1 億 5,750 万円及び売上高 1 億 5,000 万円が計上されている。

また、同日において買掛金 1 億 500 万円及び外注費 1 億円が計上されている。

その後、平成 25 年 4 月 30 日に買掛金 2,100 万円の支払処理が行われている。

さらに、平成 27 年 7 月 10 日に売掛金 1,700 万円の回収処理が行われており、同年 12 月 30 日には 2,700 万円の回収処理が行われている。

他方、売掛金に対する貸倒引当金の設定状況は次の通りである。

- ・平成 26 年 3 月期の第 3 四半期（平成 25 年 12 月）：7,875 万円の計上
- ・平成 28 年 3 月期の第 1 四半期（平成 27 年 6 月）：850 万円の取崩
- ・平成 28 年 3 月期の第 3 四半期（平成 27 年 12 月）：4,325 万円の計上

(3) 会計上の考察

まず、平成 25 年 3 月 29 日における 1 億 5,000 万円の売上については、実際には工事が完了していないことを鑑みるに、受注総額（1 億 5,000 万円）の全額を平成 25 年 3 月期における売上として計上すべきでなかったことは明らかである。

もっとも、平成 25 年 3 月末時点における実際の工事の進捗度が判明するのであれば、G 社では完成工事高の計上については工事進行基準を会計方針として採用していることから、実際の進捗度に応じた売上を計上する余地はあるものと思料する。

他方、平成 25 年 3 月期における買掛金と外注費の計上については、G 社では C 社が発行した納品書に基づいて計上しており、当該注文書では明確に請求額は 1 億円（税抜）と記載されている。

思うに、買掛金は確定債務であることから、C 社からの請求金額が 1 億円であると提示され、G 社がそれを受け入れている以上、実際には役務提供が完了していない可能性はあるにせよ、債務は確定しているものと捉えるべきであり、1 億円全額を負債として計上することに関しては一定の合理性があるものと思われる。

なお、平成 29 年 7 月において買掛金のうち 7,350 万円の免除が見込まれているが、確定するのは 1,050 万円の支払後であることから、平成 29 年 3 月期までの会計処理には影響を及ぼすものではないと思料する。

そして、貸倒引当金の計上については平成 26 年 3 月期において債権額の 50%を計上し、平成 28 年 3 月期において残り 50%の引当を行っているが、平成 27 年 3 月期において残り 50%の引当を行うべきではなかったのかとの疑問が残る。もっとも、この点については G 社において貸倒引当金設定時の根拠資料がそもそも作成されていないことから、平成 27 年 3 月期に G 社においてどのような判断が行われたのか

確認できず、これ以上の追及は困難と言わざるを得ない。

3 G社内の温泉掘削工事発注案件

(1) 案件の概要

岐阜県不破郡垂井町において温泉を採掘する計画に関して、G社は温泉採掘の許可を取得していたところ、当該許可の期限が平成28年9月に満了することから、同年3月にG社はE社に温泉採掘を8,640万円（税込）で発注し、このうち8,000万円を手形振出により支払った。

その後、同年5月にG社内で上記の温泉採掘を中止することとし、その旨をE社に伝えた。なお、当該中止決定時までE社において実際の工事は行われていない。

そのため、G社はE社に支払った8,000万円分の手形のうち5,000万円分の手形の返却を受けた。他方で、残りの3,000万円分の手形については返却されず、平成28年10月にその3,000万円を貸付とする旨の金銭消費貸借契約書が作成され、平成29年3月31日を弁済期限として全額支払われることが合意されたが、現時点において一切支払われず未回収となっている。

(2) 現状の会計処理の概要

平成28年3月4日に前渡金8,000万円及び同額の支払手形を計上している。

平成28年6月29日に前渡金5,000万円及び同額の支払手形の計上を取り消されている。

平成29年3月末に前渡金3,000万円が長期貸付金に振り替えられている。

他方、前渡金に対する貸倒引当金の設定状況は次の通りである。

- ・平成28年3月期の本決算：8,000万円の計上
- ・平成29年3月期の第1四半期（平成28年6月）：5,000万円の取崩

(3) 会計上の考察

平成28年3月4日に計上された前渡金について平成28年3月期の本決算時に全額引当対象になっていることから奇異な印象を受けるが、これは平成28年5月の温泉採掘工事の中止決定を受けて修正後発事象として平成28年3月期の本決算に取り込んだ結果であるため、妥当な会計処理と史料する。

4 宮城県気仙沼市のJV工事に係る工事用機器受注案件

(1) 案件の概要

F社が参加しているJV工事に関して、平成25年9月から平成26年1月にかけて、G社がF社に対して、各種工事機械のリース等を行った。当該リース等の費用については、G社からF社に対して見積書が発行されているものの、F社からの発

注書はなく、また両社間において契約書は締結されていない。

上記期間（すなわち J V 工事において上記機械が使用されている期間）中、G 社発行の見積書に記載の金額の一部が F 社から G 社に支払われたが、当該期間終了後は一切支払われることがなかった。そのため、両社間において双方弁護士を通じて、残金の支払いを求める交渉がなされたが、交渉は不調に終わった。そのため、G 社の F 社に対する 3,997 万 6,519 円の売掛金が未回収となっている。

（2）現状の会計処理の概要

平成 26 年 3 月期における G 社から F 社への売上高は通期で 1 億 4,108 万 3,387 円となっている。

また、平成 26 年 3 月末時点における F 社に対する売掛金残高は 3,997 万 6,519 円となっている。

他方、売掛金に対する貸倒引当金の設定状況は次の通りである。

- ・平成 26 年 3 月期の本決算：2,660 万 2,800 円の計上
- ・平成 28 年 3 月期の第 3 四半期決算（平成 27 年 12 月）：1,337 万 3,719 円の計上

（3）会計上の考察

貸倒引当金の計上については平成 26 年 3 月期において債権額のおよそ 3 分の 2 を計上し、平成 28 年 3 月期の第 3 四半期において残り 3 分の 1 の引当を行っているが、平成 27 年 3 月期において残り 3 分の 1 の引当を行うべきではなかったのかとの疑問が残る。もっともこの点については G 社において貸倒引当金設定時の根拠資料がそもそも作成されていないことから、平成 27 年 3 月期に G 社においてどのような判断が行われたのかが確認できず、これ以上の追及は困難と言わざるを得ない。

5 青森県上北郡の太陽光設備の認可手続きにおける発注案件

（1）案件の概要

青森県上北郡の太陽光発電所の設置事業に関して、平成 26 年 2 月 27 日、G 社が H 社に対して、合計 8 件の再生エネルギー発電設備認定申請及び接続検討申込（高圧版）に係る書類の作成業務を合計 3,780 万円（税込）で発注した。その後、同年 3 月 31 日付で、G 社から H 社に対して、上記 8 件に対応する納品完了証明書が交付されている。

上記案件においては、I 社⇒H 社⇒J 社⇒G 社⇒H 社という流れで上記業務が発注されたところ、上記案件が頓挫し、H 社から J 社に対する報酬が支払われなかったため、J 社から G 社に対する報酬（3,885 万円（税込））も一切支払われなかった。なお、J 社と G 社との間においては、上記業務について H 社から J 社に報酬が支払われた場合に、J 社から G 社に対する上記報酬を支払う旨の合意が締結されている。

その後、H社からG社に対して上記発注金額の支払いを求める裁判が提起され、G社において支払義務の成否等を争ったものの、平成28年12月26日、G社がH社に対して1,890万円を支払う旨の裁判上の和解が成立した（平成29年6月全額支払済）。

(2) 現状の会計処理の概要

平成26年3月31日に買掛金3,780万円及び外注費3,600万円が計上されている。

(3) 会計上の考察

平成26年3月期における買掛金と外注費の計上については、G社ではH社が発行した納品書に基づいて計上しており、当該注文書では明確に請求額は3,780万円（税込）と記載されている。

思うに、買掛金は確定債務であることから、H社からの請求金額が3,780万円であると提示され、G社がそれを受け入れている以上、J社からG社に対する報酬が一切支払われていないという個別の事情はあるにせよ、債務は確定しているものと捉えるべきであり、3,780万円全額を負債として計上することに関しては一定の合理性があるものと認められる。

なお、平成29年6月において買掛金のうち1,890万円の免除が見込まれているが、確定するのは1,890万円の和解金の支払後であることから、平成29年3月期までの会計処理には影響を及ぼすものではないと思料する。

6 青森県津軽市の太陽光発電設備開発における手付金案件

(1) 案件の概要

青森県東津軽郡の太陽光発電所の設置事業に関して、平成27年8月、G社がK社に対して、当該事業の手付金として4,000万円を支払った。

当該事業は、L社又は同社の指定する第三者により運営されることが予定され、当該発電所の設置予定地について、K社からL社又は同社の指定する第三者に転売されることとなっていたが、同事業の採算性の問題等により、平成28年4月頃、K社とL社との協議が不成立となったため、上記事業が頓挫した。そのため、G社のK社に対して支払った上記の4,000万円は直ちにG社に返金されるべきものであるが、現在も返金されていない。

(2) 現状の会計処理の概要

平成27年8月18日に仮払金4,000万円が計上されている。

他方、仮払金に対する貸倒引当金の設定状況は次の通りである。

- ・平成28年3月期の本決算：4,000万円の計上

(3) 会計上の考察

平成 28 年 4 月頃に事業が頓挫したことを考慮して、平成 28 年 3 月期の本決算において仮払金の全額につき貸倒引当金を 100%計上したということであるため、貸倒引当金の計上方法について特に問題は見当たらなかった。

7 岐阜県揖斐町の太陽光発電設備の土地取得案件

(1) 案件の概要

岐阜県揖斐郡の太陽光発電所の設置事業に関して、平成 27 年 12 月、G 社と K 社との間で、太陽光発電所の設置予定地として、土地を 6,000 万円で G 社が購入する売買契約が締結され、G 社から K 社に対して 6,000 万円を手形振出しにより支払った。

しかし、平成 28 年 3 月に、当該事業を中止することを G 社の取締役会において決定し、上記の不動産売買は実行されなかった。そのため、G 社が K 社に対して支払った 6,000 万円について直ちに返金されるべきであるが、現時点においても支払われずに未回収となっている。

なお、G 社の K 社に対する債権について、平成 27 年 2 月に、K 社の代表取締役の親族が所有する土地に極度額を 2,500 万円とする根抵当権が設定されている。その後、平成 29 年 6 月、当該土地の根抵当権の解除と引き換えに、B 社が所有する土地に極度額 4,000 万円とする根抵当権が新たに設定されている。また、同じく平成 29 年 6 月に、G 社の K 社に対する債権の担保として、K 社の代表取締役の親族が所有する土地にも極度額 6,000 万円とする根抵当権が設定されている。

(2) 現状の会計処理の概要

平成 27 年 12 月 25 日に仮払金 6,000 万円及び同額の支払手形が計上されている。他方、仮払金に対する貸倒引当金の設定状況は次の通りである。

- ・平成 28 年 3 月期の本決算：3,500 万円の計上

(3) 会計上の考察

平成 28 年 3 月において事業中止が決定されたことを受けて、平成 28 年 3 月末の本決算時に債権額 6,000 万円から担保資産の評価額 2,500 万円を控除した残額 3,500 万円の貸倒引当金を設定しており、当該引当処理の時期及び計上額には一定の合理性があるものと思料する。

なお、当該担保資産の評価額について G 社は固定資産税評価額に基づいて 2,500 万円と設定したとの説明を受けている。これにつき、より精緻な評価方法としては不動産鑑定評価の利用も検討すべきところであるが、固定資産税評価額を参照する

ことにも一定の合理性はあるものと思料する。

8 関係会社M社への貸付金案件

(1) 案件の概要

G社は、関連会社であるM社に対して、平成29年3月期末まで、以下のとおり同社の運転資金として貸付を行っている。なお、⑨を除き、いずれの貸付も金利の約定はなく、担保の設定もない。

① 平成26年4月23日	50万円（返済期日：同年5月20日）
② 同年9月29日	50万円（返済期日：同年10月20日）
③ 同年11月20日	200万円（返済期日：同年12月20日）
④ 平成27年2月6日	50万円（返済期日：同年3月31日）
⑤ 同年4月21日	150万円（返済期日：同年5月30日）
⑥ 同年5月29日	200万円（返済期日：同年6月30日）
⑦ 平成28年2月22日	100万円（返済期日：同年3月31日）
⑧ 同年7月26日	100万円（返済期日：同年8月31日）
⑨ 同年8月10日	8000万円（返済期日：平成29年2月9日） 利息年5%、担保としてM社の産業廃棄物処理許可書及び関係許可書を差入れ
⑩ 平成28年9月5日	130万円（返済期日：同年10月31日）
⑪ 同年10月18日	120万円（返済期日：同年12月31日）
⑫ 同年11月15日	80万円（返済期日：同上）
⑬ 同年12月21日	50万円（返済期日：不明）、稟議書等なし
⑭ 平成29年1月23日	30万円（返済期日：同年3月31日）
⑮ 同年1月27日	50万円（返済期日：同上）

上記貸付に対して、M社から一部返済又は相殺があり、平成27年3月期末現在の残高合計は250万円、平成28年3月期末現在の残高合計は100万円、平成29年3月期末現在の残高合計は2,240万円である。

(2) 現状の会計処理の概要

M社への貸付金は「短期貸付金」として計上されている。

この短期貸付金に対する貸倒引当金の設定状況は次の通りである。

- ・平成29年3月期の第2四半期（平成28年9月）：債権額の100%
- ・平成29年3月期の第3四半期（平成28年12月）：債権額の100%
- ・平成29年3月期の本決算（平成29年3月）：債権額の100%

なお、平成 27 年 3 月期から平成 28 年 3 月期については貸倒引当金は計上されていない。

(3) 会計上の考察

貸倒引当金の計上については平成 29 年 3 月期の第 2 四半期から貸付金の全額につき計上されているが、M社は設立以来営業赤字が継続していることから、平成 27 年 3 月期や平成 28 年 3 月期においても引当を行うべきではなかったのかとの疑問が残る。もっともこの点についてはG社において貸倒引当金設定時の根拠資料がそもそも作成されていないことから、平成 27 年 3 月期や平成 28 年 3 月期においてG社においてどのような判断が行われたのかが確認できず、これ以上の追及は困難と言わざるを得ない。

9 愛媛県松山市の太陽光発電設備受注案件

(1) 案件の概要

愛媛県松山市の太陽光発電所の設置事業に関して、平成 27 年 1 月、G社はN社から太陽光発電設備の設置工事を請負代金 10 億 4,000 万円（税込）で受注した。その後、G社は当該工事を実施した上でN社に引渡し、N社からG社に対して同年 11 月 30 日に工事が完了した旨の完了証明書が交付されている。

しかし、N社又は同社の発注元であるO社から、上記請負代金のうち合計で 8 億 7,045 万 521 円のみG社に入金され、残金の 1 億 6,954 万 9,479 円が未回収となっている。

かかる未回収の売掛金について、平成 29 年 4 月 5 日付で、N社の代理人弁護士からG社に対して、N社とG社との間で合意した金額を全額支払済みであると記載された通知書が届いており、現在、G社においてN社に対する訴訟提起を検討しているとのことである。

(2) 現状の会計処理の概要

平成 27 年 12 月 25 日に売掛金 10 億 4,000 万円及び売上高 9 億 7,481 万 4,815 円が計上されている。

他方、売掛金に対する貸倒引当金の設定状況は次の通りである。

- ・平成 29 年 3 月期の第 1 四半期（平成 28 年 6 月）：8,477 万 4,739 円の計上
- ・平成 29 年 3 月期の第 2 四半期（平成 28 年 9 月）：4,238 万 7,370 円の計上
- ・平成 29 年 3 月期の第 3 四半期（平成 28 年 12 月）：4,238 万 7,370 円の計上

(3) 会計上の考察

平成 27 年 12 月 25 日の売上の計上はN社が発行した完了証明書に基づいて行われ

ていることから一定の合理性があるものと認められる。

なお、完了証明書上は日付が平成 27 年 11 月 30 日となっているため、本来は会計上も同年 11 月の売上として計上すべき案件ではあるが、完了証明書が G 社の管理部に到着したのが同年 12 月になったことから同年 12 月の売上計上になったとの説明を受けている。これは実務的にはやむを得ない面が認められる事象であり、かつ、同一四半期会計期間内の処理であることから許容範囲内と史料する。

他方、貸倒引当金の計上については、本件の工事契約書では売掛金の回収期日は本件工事の完成後引渡し時と定められていることから、滞留債権として認識するのは平成 28 年 6 月末からとなるため、平成 29 年 3 月期の第 1 四半期において債権額の 50%分につき貸倒引当金を設定することには一定の合理性があるものと思料する。

もっとも、平成 29 年 3 月期の第 2 四半期において、債権額の 25%分を追加で引き当てたことについては、未引当分の全て（50%分）とすべきではなかったのかとの疑問が残る。この点につき、G 社の経理担当者及び Z 監査法人の担当者の双方にインタビューしたところ、Z 監査法人としては第 2 四半期に追加で 50%分の引当金計上の必要性について言及したが、G 社ではまだ回収可能性があるという考えだったことから、折衷案として 25%分の追加計上で落ち着いたとのことであった。貸倒引当金の計上は会計上の見積に関する事項であり、当時の第 2 四半期決算において G 社と Z 監査法人が議論した上で決定した事項であることが確認できたため、25%分の追加計上は著しく不合理な結論ではないものと思料する。

10 ガス発電エンジンの契約案件

(1) 案件の概要

G 社は、平成 28 年 2 月 23 日、P 社との間で、国土交通省地方整備局等に対して防災用ガスエンジン小型発電機を販売していくことを目的として、P 社から G 社において所定の仕様を満たす発電機を供給し、G 社がこれに基づいて製品化して販売していく内容の販売権を P 社が付与することを内容とする契約（以下「本契約」という）を締結し、当該販売権を取得した。

当該販売権の代金は 8 億 1,000 万円（税込）であり、G 社がこれを分割して P 社に支払うこととされた。契約締結後、G 社から P 社に代金の一部を支払ったが、当時の G 社の資金繰り上、G 社が約定どおりに分割で支払い続けることが困難であった一方で、当該製品の量産化に時間を要することが見込まれたこと、また、当該販売権の全額を無形固定資産として資産計上することになると償却負担が重くなることなどから、平成 28 年 5 月 20 日、「甲（注：G 社のこと）が本製品の量産販売が可能と判断したとき」に、改めて G 社及び P 社の間で契約を締結することなどを内容とする覚書を両社間で締結した。しかし、当該覚書の内容に反して、G 社は、P 社に対して、不定期に支払いを続け、合計で 1 億 9,573 万 6,000 円を支払った。

また、G社は、P社に対して、平成28年3月10日、発電機の試作品を1,003万7,520円で発注した。しかし、当該試作品は一度G社に持ち込まれたものの不具合があったため、P社において回収し、その後納品・検収はなされていない。

その後、平成29年2月、P社からG社に対して、本契約を解除する旨の通知がなされた。

(2) 現状の会計処理の概要

平成28年2月23日と29日に1,000万円ずつ支出し、仮払金として計上されている。

平成28年3月期本決算において、仮払金2,000万円は前払費用と長期前払費用に1,000万円ずつ振り替えられている。長期前払費用1,000万円について2ヶ月分の償却費166万6,667円が業務委託費として計上されている。

平成29年3月期第1四半期（平成28年6月）において、3ヶ月分の償却費250万円が業務委託費として計上されている。

平成29年3月期第2四半期（平成28年9月）において、3ヶ月分の償却費250万円が業務委託費として計上されている。

平成29年3月期第3四半期（平成28年12月）において、3ヶ月分の償却費250万円が業務委託費として計上されている。

平成29年3月期本決算において、3ヶ月分の償却費250万円が業務委託費として計上されている。さらに、平成29年3月末時点における前払費用の未償却残高833万8,333円について一括して業務委託費として計上されている。

他方、平成29年3月期において研究開発費1億9,573万6,000円が計上されている。

なお、発電機の試作品について会計処理は行われていない。

(3) 会計上の考察

平成28年2月23日付の本契約のみの状態では、同日において販売権8億1,000万円の資産計上と負債としての未払金を計上すべきであった。

しかし、平成28年5月20日に追加で覚書を締結したことを受けて、平成28年3月期本決算においては修正後発事象として当該覚書の内容を考慮して、販売権の資産計上は取りやめて、当該覚書の記載に従って、平成28年2月に既に支払った2,000万円については情報等対価の前払分であるとして、前払費用及び長期前払費用として資産計上し、覚書に記載された通り2年の契約期間に渡って償却することになったものと思料する。

翌期の平成29年3月期においては四半期毎に250万円の償却を行っていたが、平成29年2月に本契約の解除を受けて平成29年3月末の本決算においては前払費用

の未償却残高を一括して費用処理することになった。

この時、契約解除はあくまで平成29年2月であることを鑑みると、本来は平成29年3月期の本決算を待つことなく、平成29年2月の月次決算において前払費用の一括償却をすべきでなかったのかという疑問が成り立つ。

この点について肯定的に解釈するならば、前払費用の1ヶ月分の償却費は83万3,333円であることから、当該1ヶ月分の償却費の金額的な重要性を考慮して簡便法として本決算においてまとめて処理したものという見方が可能と史料する。

また、平成29年2月と3月では同一四半期会計期間に帰属することから、金額的重要性に応じて簡便的な処理が認められるという見方も成り立つものと思料する。

他方、平成29年3月期におけるおよそ2億円に及ぶ支出については、G社が新規事業の模索をしており、防災用ガスエンジン小型発電機の販売は当該模索の一環であったという見方が成り立つものと思料する。G社では当該発電機のノウハウを有さないことから、P社に資金提供することで同社による当該発電機の開発に寄与したいとの意思があったことが推察される。

それゆえ、G社からP社への支出を研究開発費として処理することには一定の合理性があるものと思料する。

ところで、発電機の試作品は不具合があることをG社が発見し、当該試作品の納品を受けていないことから、買掛金の認識をする必要は認められず、会計処理を行わないことには一定の合理性があるものと思料する。

11 子会社Q社への貸付金案件

(1) 案件の概要

G社は、連結子会社であったQ社に対して、平成29年3月期末まで、以下のとおり貸付を行っている。

資金用途は、④はQ社における蕎麦料理等のための設備購入代金であり、それ以外の貸付は同社の運転資金である。①ないし③の金利は年3%であり、それ以外の金利はない。また、いずれの貸付も担保の設定はない。

- | | | |
|---|------------|---------------------------------|
| ① | 平成26年12月1日 | 200万円（返済期日：平成27年1月末日から20回の分割返済） |
| ② | 平成27年2月2日 | 150万円（返済期日：同年7月末日から20回の分割返済） |
| ③ | 同年4月6日 | 150万円（返済期日：同年7月末日から60回の分割返済） |
| ④ | 同年6月1日 | 800万円（返済期日：同年6月末日） |
| ⑤ | 同年11月30日 | 150万円（返済期日：同年12月末日） |
| ⑥ | 平成28年2月2日 | 200万円（返済期日：同年4月末日又は4月末日から分 |

割返済)

⑦ 同年 2 月 29 日	300 万円 (返済期日: 同年 9 月末日から分割返済)
⑧ 同年 3 月 31 日	300 万円 (返済期日: 同年 9 月末日から分割返済)
⑨ 同年 5 月 31 日	250 万円 (返済期日: 同年 9 月末日から分割返済)
⑩ 同年 7 月 1 日	200 万円 (返済期日: 同年 9 月末日から分割返済)
⑪ 同年 9 月 5 日	300 万円 (返済期日: 平成 29 年 3 月末日から分割返済)
⑪ 平成 28 年 9 月 5 日	300 万円 (返済期日: 平成 29 年 3 月末日から分割返済)
⑫ 平成 28 年 10 月 31 日	150 万円 (返済期日: 同年 12 月末日から分割返済)
⑬ 平成 28 年 12 月 1 日	50 万円 (返済期日: 同年 12 月末日から分割返済)
⑭ 平成 28 年 12 月 5 日	50 万円 (返済期日: 同年 12 月末日から分割返済)
⑮ 平成 29 年 2 月 1 日	150 万円 (返済期日: 同年 4 月末日から分割返済)

上記貸付に対して、Q社から一部返済があり、平成 27 年 3 月期末現在の残高合計は 350 万円 (短期貸付金 157 万 5,000 円及び長期貸付金 192 万 5,000 円)、平成 28 年 3 月期末現在の残高合計は 1,920 万円 (短期貸付金 1,822 万 5,000 円及び長期貸付金 97 万 5,000 円)、平成 29 年 3 月期末現在の残高合計は 2,790 万円 (短期貸付金 2,722 万 5,000 円及び長期貸付金 67 万 5,000 円) である。

(2) 現状の会計処理の概要

Q社への貸付金は「短期貸付金」「長期貸付金」として計上されている。

この両貸付金に対する貸倒引当金の設定状況は次の通りである。

・平成 28 年 3 月期の第 3 四半期 (平成 27 年 12 月): 債権額の 100%

これ以降は平成 29 年 3 月期の本決算まで、債権額の 100%の引当率となっている。

なお、平成 27 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の第 2 四半期まで貸倒引当金は計上されていない。

(3) 会計上の考察

貸倒引当金の計上については平成 28 年 3 月期の第 3 四半期から貸付金の全額につき計上されているが、Q社は設立以来営業赤字が継続していることから、平成 27 年 3 月期や平成 28 年 3 月期の第 2 四半期までにおいても引当を行うべきではなかったのかとの疑問が残る。もっともこの点についてはG社において貸倒引当金設定時の根拠資料がそもそも作成されていないことから、平成 27 年 3 月期や平成 28 年 3 月期の第 2 四半期にG社においてどのような判断が行われたのかが確認できず、これ以上の追及は困難と言わざるを得ない。

12 借入目的の支払手形詐欺取案件

(1) 案件の概要

G社の取締役である田中氏によれば、田中氏が、k氏なる人物を通じてG社の資金調達を企図していたところ、同氏からG社振出の手形を利用した資金調達について説明を受け、同氏から紹介されたl氏及びm氏なる人物に対して、G社振出の手形（額面5,000万円の手形4枚、合計2億円）を交付した。しかし、資金調達の条件が整わなかったため、田中氏から同氏らに手形の返却を求めたが返却されず、そのまま連絡がつかなくなった。そのため、田中氏は、a氏及びb氏に手形の取戻しを依頼し、最終的に手形を取り戻すことができたが、b氏に対する謝礼として合計で2,000万円のG社振出の小切手を交付して支払ったとのことである。

この2,000万円については、G社と田中氏との協議の結果、田中氏が全額負担することとなり、田中氏からG社に対して60回の分割により返済しているところである。

なお、G社は、この件について警察への被害届は行っていない。

(2) 現状の会計処理の概要

平成28年9月14日及び26日に田中氏に対する長期貸付金が1,000万円ずつ計上されている。

その後において田中氏は元利均等返済方式により月額30万3,873円の返済を行っており、平成29年3月末時点における貸付金の残高は短期貸付金340万881円及び長期貸付金1,506万6,329円となっている。

なお、平成29年3月末時点において貸倒引当金は計上されていない。

(3) 会計上の考察

平成29年3月末時点において田中氏からの返済が滞っていないこと及び田中氏はG社の取締役であることを鑑みるに、同時点において貸倒引当金を計上しないことには一定の合理性があるものと思料する。

13 金融機関以外からの資金調達に係る仲介手数料案件

(1) 案件の概要

G社は、R社と平成28年4月11日付でアドバイザーサービス契約を締結して、平成28年5月23日開催の取締役会において決議された株主割当増資に係るフィナンシャルアドバイザー業務をR社に依頼し、そのアドバイザーフィーとしてR社に2,160万円（税込）を支払った。G社は、その後も資金調達に係る仲介業務をR社に委託し、その仲介手数料の支払義務をR社に対して負担した。その仲介手数料の金額については、G社とR社との間で契約書はなく、G社とT社との間で締結されたアドバイザー契約において定められた報酬金額に準じる方法により、協議

して決定されていたとのことである。その結果、平成 28 年 11 月頃、仲介手数料の金額をG社及びR社の間で確認したところ、合計で6,500万円となっていた。

その後、平成 29 年 3 月 14 日付で、R社はG社に対する一切の債権を放棄した。

(2) 現状の会計処理の概要

平成 28 年 4 月から平成 29 年 2 月にかけて複数回に分けて合計 2,160 万円をR社に支払い、資金調達費用という勘定科目を用いて費用計上している。

また、上記の 6,500 万円の仲介手数料について費用計上等の会計処理は行われていない。

(3) 会計上の考察

まず、2,160 万円の増資に係るアドバイザーフィーは契約に基づく支出であるため、資金調達費用として費用計上することについて特に問題は見当たらない。

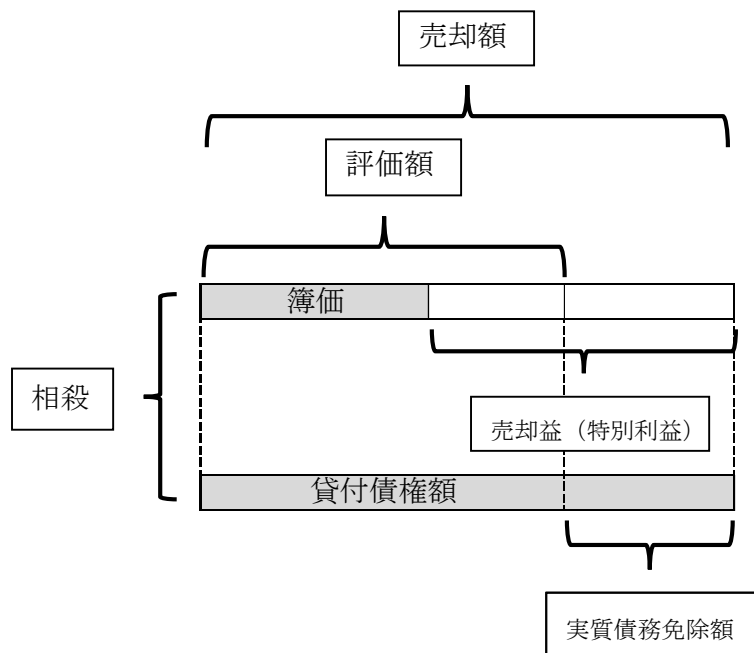
他方、6,500 万円の仲介手数料については平成 29 年 3 月期の第 3 四半期までにおいて費用計上すべきではなかったかとの見方もあり得るが、仲介手数料については契約書が作成されていないという事情を考慮すると、必ずしも費用の未払計上を行うことが必須の処理であったと断言することは困難であり、結果的に平成 29 年 3 月にはR社のG社に対する債権を全て放棄する旨の合意が形成されているという事情も併せて考慮すると、費用計上しなかったことには一定の合理性があるものと思料する。

第 3 平成 29 年 3 月末における資産譲渡取引に係る特別利益の計上等について

1 案件の概要

G社は、平成 29 年 3 月 30 日付「固定資産・流動資産の一部譲渡及び一部貸借契約の締結、並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」及び平成 29 年 3 月 31 日付「流動資産の譲渡契約の締結並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」により開示した取引（以下「本件資産譲渡取引」という。）により、約 6 億 7,900 万円の特別利益を計上している。

すなわち、本件資産譲渡取引は、G社が所有していた固定資産及び流動資産を、既存の貸付債権者に対して、当該貸付債権額と同額で売却し、売却による売買代金の債権と借入金債務とを相殺するというスキームである。売却金額は、売却する資産の帳簿価格を大幅に上回る額に設定しており、資産の譲渡によって生じる帳簿価格と売却金額との差額の売却益が特別利益として計上されることとなる。また、資産の譲渡価格は、当該資産の実際の評価額を大幅に上回るため、資産の評価額と売却金額＝貸付債権額の差額分については、実質的に債務免除とみなされることとなる（下記概念図参照）。



G社は、平成28年3月期で債務超過に陥り、平成29年3月期で債務超過が解消されない場合には上場廃止となるため、平成29年3月期での債務超過の解消を企図して本件資産譲渡取引が行われた。

本件資産譲渡取引に応じた債権者は5名（4つの法人と1名の個人）であり、それぞれの債権額、譲渡価額、相殺後の借入額は以下のとおりである。

貸付人	借入額	譲渡価格（税込）	相殺後の借入額
S社	390百万円	390百万円	0円
T社	310百万円	310百万円	0円
V社	90百万円	90百万円	0円
c氏	232百万円	232百万円	0円
W社	60百万円	60百万円	0円

また、本件資産譲渡取引における資産譲渡の内容は以下のとおりである（なお、評価額は平成29年3月30日及び31日時点で評価した金額）。

(1) 固定資産の譲渡の内容

資産の内容	譲渡先	帳簿価格 (評価額)	譲渡価格 (税抜)	特別利益	平成 29 年 3 月 末当時の現況
① 本社工場隣地の茶室 土地・建物 (岐阜県不破郡垂井町) 土地 2,670.11 m ² 建物 69.8 m ²	S 社	33 百万円 (39 百万円)	199 百万円	165 百万円	福利厚生施設
② アパート 4 階建 (岐阜県不破郡垂井町) 土地 1,754.09 m ² 建物 1,655.52 m ²	T 社	81 百万円 (124 百万円)	295 百万円	214 百万円	一階貸店舗 二階、三階、 四階居住施設 (社員寮含む)
③ 駐車場及び部材置場 (岐阜県不破郡垂井町) 土地 6,135.79 m ²	S 社	81 百万円 (84 百万円)	190 百万円	108 百万円	社員駐車場、 資材置場
④ 構築物、機械、車両運 搬具、工具器具、什器 備品	c 氏	97 百万円 (-)	168 百万円	71 百万円	本社及び支 店の全て(但 し、旧配管事 業、中間処理 施設は除く)

(2) 流動資産の譲渡内容

在庫品の内容	譲渡先	帳簿価格 (評価額)	譲渡価格 (税抜)	特別利益	平成 29 年 3 月 末当時の現況
① 破砕機 S 8、破砕機 S 6、ハンマークラッシャー、 移動式パワーマイザー	V 社	39 百万円 (-)	83 百万円	43 百万円	棚卸在庫、パワ ーマイザーは 固定資産
② 油圧式クラッシャー	c 氏	7 百万円 (-)	46 百万円	38 百万円	棚卸在庫
③ 破砕機 S 1 0 破砕機 5 4 × 3 0 L	W 社	18 百万円	55 百万円	37 百万円	棚卸在庫

2 現状の会計処理の概要

上記のとおり、本件資産譲渡取引が真正に行われたとされた場合、資産の簿価と貸付債権額との差額分の特別利益が計上されるとともに、同額の負債が減ることとなる。そのため、具体的には、本件資産譲渡取引により、約 6 億 7,900 万円の資産の売却益が特別利益で計上され、また、10 億 8,200 万円の負債が減ることになる。

3 当委員会が調査を経て認定した事実等

当委員会が調査によって認定した事実は以下のとおりである。

(1) 本件資産譲渡取引に至るまでの経緯

ア G社は、平成28年3月期で約5億9,400万円の債務超過となり、平成29年3月期で債務超過を解消しなければ、上場廃止となってしまう状態となった（東京証券取引所所有価証券上場規程第601条1項5号本文、名古屋証券取引所株券上場廃止基準第2条1項5号本文参照）。そこで、G社にとっては、平成29年3月期において債務超過を解消することが喫緊の課題となっていた。

イ また、太陽光発電事業等に関する未回収債権が発生しており、経営状態の悪化から銀行融資を受けることもできず、G社の資金繰りは悪化しており、そのための資金調達の必要性も高まっていた。

ウ そうしたところ、平成28年3月末頃、増資によって資金調達が可能であるとして、R社のa氏からG社東京支店に電話で連絡があり、G社の田中氏が話を聞きに行ったところ、株主割当増資による資金調達という方法があることを指南された。

エ そこで、G社は以後、a氏をアドバイザーとして、新株発行によって資金調達と債務超過の解消を図ろうと企図して動き出した。

オ そして、平成28年5月23日には「有償株主割当による新株発行に関するお知らせ」で増資について開示し、資金調達を実施しようとしたが、実際に調達できた金額はわずか2億2,200万円にとどまり、当初調達を見込んでいた14億5,500万円には遠く及ばない結果に終わった。

カ そのためG社は資金繰りに窮するとともに、債務超過の解消には至らなかった。

キ そこで、G社において、以後は日常の資金繰りのための融資についてもa氏が紹介する先から借入れを行うようになっていった。また、a氏の発案で、貸付債権者の債権を現物出資する方法（いわゆるデットエクイティスワップ）での第三者割当増資を進めることとなり、貸付債権者に対してもその旨の説明を行い、了承を得ていった。

ク 平成28年9月以降、平成29年3月末までの間のG社における借入金による資金調達は以下のとおりであった。

①借入先	番号	枝番	②契約 締結日	③借入日	④借入金額 (単位/円)	⑤利率その他取引条件	⑥返済の 有無
S社	1	①	H28. 12. 30	H28. 10. 14	70,000,000	利率年 10%、弁済期限 H29. 1. 30 ※仮受金を借入金として 取り扱ったもの	無
		②		H28. 11. 7	140,000,000		
		③	H29. 1. 20	H29. 1. 20	30,000,000	利率年 10%、弁済期限 H29. 2. 20	無
		④	H29. 2. 20	H29. 2. 20	45,000,000	利率年 10%、弁済期限 H29. 3. 20	無
		⑤	H29. 2. 22	H29. 2. 22	30,000,000	利率年 10%、弁済期限 H29. 3. 20	無
		⑥	H29. 2. 24	H29. 2. 24	25,000,000	利率年 10%、弁済期限 H29. 3. 20	無
		⑦	H29. 2. 28	H29. 2. 21	20,000,000	利率年 10%、弁済期限 H29. 3. 20	無
		⑧		H29. 2. 28	30,000,000	利率年 10%、弁済期限 H29. 3. 20	無
合計					390,000,000		
T社	2	①	H28. 9. 20	H28. 9. 20	100,000,000	利率年 10%、弁済期限 H28. 10. 20	無
		②	H28. 9. 20	H28. 9. 20	10,000,000	利率年 10%、弁済期限 H28. 10. 20	
U社	3	①	H28. 8. 15	H28. 8. 15	100,000,000	利率年 10%、弁済期限 H28. 8. 31	無
		②	H28. 8. 31	H28. 8. 31	100,000,000	利率年 10%、弁済期限 H28. 9. 28	
合計					310,000,000		
V社	4		H28. 12. 15	H28. 12. 15	90,000,000	利率年 7.7%、弁済期限 H29. 1. 20	無
W社	5		H28. 12. 15	H28. 12. 15	60,000,000	利率年 7.7%、弁済期限 H29. 1. 20	無
c氏	6	①	H28. 12. 20	H28. 12. 20	65,000,000	利率年 10%、弁済期 H29. 1. 20 ※3 月末時点の残元金額 1300 万円	H29. 3. 31 時点まで 5200 万円 を弁済し 残元金 1300 万円
		②	H29. 1. 10	H29. 1. 10	8,000,000	利率年 10%、弁済期 H29. 2. 10	無
c氏の合計 (残元金)					21,000,000		

①借入先	番号	枝番	②債権発生原因日	③貸付実行日	④貸付実行金額(単位/円)	⑤利率その他取引条件	⑥返済の有無
d 氏	6	①	H28. 8. 26	H28. 8. 26	20, 000, 000	利率の定めなし 弁済期 H28. 9. 21	H29. 3. 31 時点まで 1000 万円 を弁済し 残元金合 計 6400 万円
		②	H28. 12. 30	H28. 10. 12	24, 000, 000	利率年 10% 弁済期 H29. 1. 30 ※仮受金を借入金として 取り扱ったもの	
		③		H28. 11. 24	30, 000, 000		
X 社	7	①	H28. 12. 30	H28. 11. 10	18, 000, 000	利率年 10% 弁済期 H29. 1. 30 ※仮受金を借入金として 取り扱ったもの	無
		②		H28. 11. 11	9, 000, 000		無
		③	H28. 12. 20		50, 000, 000	利率年 10% 弁済期 H29. 1. 10	無
Y 社	8	①	H28. 8. 31		50, 000, 000	利率の定めなし 弁済期 H28. 9. 30	無
		②	H28. 12. 20		20, 000, 000	利率の定めなし 弁済期 H29. 1. 10	無
d 氏、X 社、Y 社の合計 (残元金)					211, 000, 000		

ケ こうした中、平成 28 年 10 月には、平成 29 年 3 月期の業績予想の下方修正がなされ、デットエクイティスワップによる第三者割当増資の方法だけでは平成 29 年 3 月期の債務超過を回避することが難しい状態にあると予想されるに至った。そのため、この頃より、G 社は、帳簿価格が低かった本社の土地・建物を第三者に売却して債務超過を解消することに役立てようと考え、本社の土地・建物の売却に向けた活動も開始した。本社の土地・建物については、平成 29 年 2 月 24 日に開示したとおり、実際に以下の内容で平成 29 年 3 月 10 日に、a 社に対して売却が完了し、これにより 13 億 7, 200 万円分について債務超過を解消させることに繋がった。ただし、これだけではまだ平成 29 年 3 月期の債務超過を回避するには足りない状況であり、G 社は、引き続き、デットエクイティスワップによる第三者割当増資での資金調達を続けていた。

資産の内容	帳簿価格	譲渡価格	譲渡益	現況
本社事務所及び工場の土地・建物 (岐阜県不破郡垂井町) 土地 73, 168. 3 m ² 建物 29, 024. 0 m ²	303 百万円	1, 700 百万円	1, 372 百万円	事務所及び工場 (工場内の一部はその他の関連会社及び近隣企業・下請企業等に賃貸)
賃貸土地 (岐阜県不破郡垂井町) 土地 31, 372. 9 m ²				スーパーに賃貸

コ G社においては、a氏の指南のもと、田中氏が窓口となってデットエクイティスワップによる第三者割当増資での資金調達に向けた活動を行ってきていたところ、途中、貸付債権者の一部からは強く返済を求められるなどしたが、返済できる資金が無いこと、デットエクイティスワップによって株式に振り替えて儲けさせるので待つてほしいこと等の説明をして、貸付金の返済の猶予を受けていた。貸付債権者の一部からは、デットエクイティスワップがなかなか実行されないことに対する苛立ちから、強い口調でG社に対して返済もしくはデットエクイティスワップの手続を求める声も出ていたが、結局、G社は、平成29年3月期の債務超過を解消するための増資を行うための開示の期限である平成29年3月15日に至っても第三者割当増資についての開示を行うことができず、デットエクイティスワップによる第三者割当増資を断念せざるを得ない結果となった。

サ そこでG社では、急遽、a氏と田中氏が中心となって本件資産譲渡取引のスキームを発案し、これに従って、平成29年3月期の債務超過を解消するための次の計画を実行するために直ちに貸付債権者と連絡を取り、本件資産譲渡取引に応じてもらえるよう、要請していった。

(2) 本件資産譲渡取引における債権者との折衝等

ア このようにG社は、平成29年3月15日以降、急遽、本件資産譲渡取引に応じてもらえるよう貸付債権者に説明を行っていった。また、G社では、田中氏がa氏と協議を行い、どの資産をどの債権者に譲渡するべきか等の詳細が詰められていった。

イ 平成29年3月23日には、大口債権者であるS社とT社の関係者とG社側（田中氏、a氏など）とで東京八重洲の貸会議室を借りて会議を行い、本社工場隣地の茶室の土地・建物と駐車場・部材置場の土地についてはS社に、GOHハイツと呼ばれる4階建てアパートの土地・建物については、T社が、残貸付債権額と同額で購入する売買契約を締結するなどの大まかな方針が確認されるに至った。

ウ 貸付債権者であるc氏については、同じく債権者であるd氏、X社、Y社がG社に対して有する債権をすべてc氏に債権譲渡して一本化したうえで、G社が製造する商品在庫としての機械（油圧式クラッシャーS2000×1台）と、G社が商品の製造等のために使用している構築物・機械・車両運搬具・工具器具・什器備品とをc氏に譲渡する方針とされた。なお、c氏とd氏ら債権の譲渡人との間には、債権譲渡契約が締結され、譲渡代金については、c氏がG社から購入した動産をさらに債権の譲渡人に譲渡し、動産の売買代金と債権譲渡の代金を相殺する扱いとされているとのことであった。

エ さらに貸付債権者であるV社とW社に対しては、G社が製造した破砕機、ハンマークラッシャー、移動式パワーマイザー等の商品在庫の機械を譲渡する方針とされ

た。

オ 以上の方針に基づき、G社とそれぞれの貸付債権者との間で、資産の譲渡に関する契約書が締結され、当該契約において、売買代金債権は、貸付債権と相殺されることが合意されており、平成29年3月30日付「固定資産・流動資産の一部譲渡及び一部貸借契約の締結、並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」及び平成29年3月31日付「流動資産の譲渡契約の締結並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」により、本件資産譲渡取引が開示されるに至った。

カ そして、前記のとおり、本件資産譲渡取引により、約6億7,900万円の資産の売却益が特別利益で計上され、貸付債権の総額分（10億8,200万円）の負債が減ることとされた。

(3) 当委員会における調査によれば、本件資産譲渡取引は以上のような経緯を経て実施されたものであり、その目的が、平成29年3月期の債務超過の回避にあることは間違いないところである。そして本件資産譲渡取引は、資産について評価額を超える金額で債権者が貸付債権と代金債務を相殺する前提で購入するものであり、債権者としては実質的な債務免除を含む可能性の高い取引である上に、購入した資産についても、換価性に欠けるものも含まれているところである。また、当委員会の調査において把握した事実として、本件資産譲渡取引が実施されたことと矛盾すると考えざるを得ない、本件資産譲渡取引の後のG社と債権者とのやり取りの状況や債権者側の動向も認められた。もっとも、これらの事情は、各債権者ごとに状況が異なるものであるため、以下、会計上の観点より、本件資産譲渡取引による特別利益の計上及び貸付債権の消滅による負債の減少が果たして有効であると判断できるのかについて、各債権者ごとに検証する。

4 会計上の考察

(1) T社について

G社によれば、T社については、平成29年3月29日にGOHハイツと呼ばれる4階建てアパートの土地・建物を本件資産譲渡取引によって取得し、貸付債権と売買代金債権を相殺することで、3億1,000万円の貸付債権がゼロになったとされている。しかしながら、T社については、平成29年3月16日付で、GOHパークと呼ばれるG社所有の別の土地・建物に対して、同じ3億1,000万円の貸付債権について抵当権を設定する「債務承認弁済抵当権設定契約証書」をG社との間で締結し、平成29年3月17日付で、GOHパークに抵当権設定登記を行っている。既に記載したように、平成29年3月15日にはデットエクイティスワップによる第三者割当増資が実行できなくなることが判明しており、それを受けてG社はすぐに本件資産譲渡取

引のスキームによる債務超過回避の措置に動き出しているにもかかわらず、消すべき対象のT社の貸付債権について上記のように抵当権を設定している行為は、G社側の行動として、本件資産譲渡取引と矛盾をしていると考えることができる。仮に、平成29年3月16日の時点では本件資産譲渡取引が固まっていなかったという状況であったことを考慮して、矛盾した行動ではないと判断したとしても、本件資産譲渡取引を行うと同時に、かかる抵当権設定登記を抹消していないというのは貸付債権が消滅したと認識している当事者間においてはやはり矛盾した行動と言わざるを得ない。しかも、抵当権設定の対象の不動産であるGOHパークは、本件資産譲渡取引の対象にはなっていなかったところ、本件資産譲渡取引の対象である不動産についての所有権移転の登記申請を行う平成29年3月31日になって、突如、T社の要請により、G社はT社に対して、GOHパークを約3億3,100万円で売却する旨の不動産売買契約書に押印をしており、双方が押印した当該不動産売買契約書は、双方が保有する状態となっている（GOHパークの登記名義はG社のままであり、移転はされていない。また売買代金も支払われてはいない。）。すなわち、少なくともG社としてはGOHパークについて、T社に対して設定した抵当権設定登記を抹消する機会は平成29年3月31日に存在していたと言えるし、むしろGOHパークをT社に対して売却する不動産売買契約書に押印するという行為は、GOHパークについての抵当権設定登記を抹消するよう要請する行為とは整合しない行為と言わざるを得ない。

さらにT社によれば、本件資産譲渡取引においてGOHハイツを購入する際に、物件について調査をせず、購入後にS社の根抵当権が設定されていることに気づき、瑕疵のある物件であるとしてG社に文句を言ったとのことである。不動産を購入するに際して登記すら確認しなかったというのは信じ難い状況と言わざるを得ないが、仮にそれが本当だとすれば、T社にとって、本件資産譲渡取引によって真に不動産の所有権を取得する意思がどこまであったのか疑わしいと言わざるを得ない。また、T社はこのようにGOHハイツについては瑕疵があるため、現時点において、貸付債権は存在しているとの立場であり、だからGOHパークについて設定した抵当権設定登記も有効であるとの立場であると述べていることも、本件資産譲渡取引における貸付債権の消滅について否定的な判断をせざるを得ない事情と言える。

以上から考えて、T社との間の本件資産譲渡取引についての契約は、真意から行われたものと認めるには難があることは否定できず、平成29年3月期の債務超過を回避するために、真意に依らずに実施されたものとして、少なくとも、これによる平成29年3月期の特別利益の計上の有効性及びT社の貸付債権の消滅を認識することには強い疑義がある。

(2) S社について

G社によれば、S社については、平成29年3月29日に本社工場隣地の茶室の土地・建物と駐車場・部材置場の土地を本件資産譲渡取引によって取得し、貸付債権と売買代金債権を相殺することで、3億9,000万円の貸付債権がゼロになったとされている。この点、前記のとおり、S社は、T社と一緒に、大口の債権者として本件資産譲渡取引に関しての会議に出席しており、既に記載したT社と同じ状況にあったのではないかとの疑念も生じる場所である。もっとも、S社との間においては、T社との間の債務承認弁済抵当権設定契約証書のような本件資産譲渡取引と矛盾していると認められるような事象は見当たらなかった。

また、S社によれば、本件資産譲渡取引の対象となった不動産については、物件の調査を行ったうえで、近くに垂井町の新庁舎が建設され、町道も舗装されることも見据えたうえで、貸付債権との相殺についても、経済的合理性はある前提で本件資産譲渡取引に応じたと述べており、それ自体には不自然な点があるとまでは言い切れない。

したがって、S社との間の本件資産譲渡取引についての契約は、当委員会の調査の限りにおいて、会計上、特段、特別利益の計上等についての有効性に疑義を挟むべき事情は認められなかった。

(3) c氏について

G社によれば、c氏については、平成29年3月29日に、G社が製造する商品在庫としての機械（油圧式クラッシャーS2000×1台）と、G社が商品の製造等のために使用している構築物・機械・車両運搬具・工具器具・什器備品を本件資産譲渡取引によって取得し、貸付債権と売買代金債権を相殺することで、2億3,200万円の貸付債権がゼロになったとされている。

この点、c氏が購入したとされる商品在庫は特殊な機械であり、c氏が使用することはもちろん、売却することも事実上極めて困難な動産である。また、残りの対象動産は、G社の機械設備等であり、売却することは困難で、市場価格が付くようなものとも言い難い。また、c氏に債権を一本化するに至った債権の譲渡人3者との間に、c氏は一切の面識がなく、なぜ債権を譲り受けることになったのかの事情も全く理解していないうえ、債権譲渡対価として、c氏がG社から購入したこととなっている動産について、c氏としては、当該3者に売却したという認識もないという状況にあった。また、当該動産類については、特にc氏及び債権の譲渡人3者の所有であることが分かるような管理はG社においてなされていない状況にある。

加えて、本件資産譲渡取引は、G社からc氏に対して、債務超過の回避のために必要な取引であることの説明に加えて、対象の動産は購入した金額で必ず買い戻しますから、という約束（ただし、口頭での約束）のもとで実施された取引であったとのことであった。

以上の事情から考えると、c氏との間の本件資産譲渡取引は、対象動産をc氏が真意で取得するために行われたものと認めるには難があることが否定できず、平成29年3月期の債務超過を回避するために、真意に依らずに実施されたものとして、少なくとも、これによる平成29年3月期の特別利益の計上の有効性及びc氏の貸付債権の消滅を認識することには疑義がある。

(4) V社及びW社について

G社によれば、V社及びW社については、平成29年3月22日（V社）と同31日（W社）に、G社が製造した破砕機、ハンマークラッシャー、移動式パワーマイザー等の商品在庫の機械を本件資産譲渡取引によって取得し、貸付債権と売買代金債権を相殺することで、V社につき9,000万円、W社について6,000万円の貸付債権がそれぞれゼロになったとされている。この点、V社及びW社については貸付の実施から本件資産譲渡取引におけるまで、e氏が窓口となって対応をしていたことから、本件に関する事情としては両社は共通している。

この点、V社及びW社からは、本件資産譲渡取引が行われた後においても、比較的強い口調で金銭を返済するよう要求する督促行為がG社に対して行われていたということであり、これ自体が本件資産譲渡取引によって貸付債権が消滅したこととは矛盾する行動である。さらに、V社及びW社から、押印された本件資産譲渡取引における動産の売買契約書がG社に交付されたのは、平成29年6月末頃になってからであり、この点でも平成29年3月の時点で有効な売買契約が成立していたことは疑わしいと言わざるを得ない。加えて、平成29年6月28日付で、G社は、V社及びW社それぞれに対して、「平成28年12月15日借入れ致しました、90,000,000円の返済に努力を致しております。現在は至っておりません。誠に申し訳ありません」

（金額はV社宛の場合であり、W社宛の書面では、金額は60,000,000円）と記載した書面を送付しており、明らかに本件資産譲渡取引による貸付債権の消滅と矛盾する書面及び行為の存在が認められる。V社及びW社から強い口調での金銭支払いの催促があったということから、債務がないにもかかわらず、恐怖心等からやむなくこのような書面を作成し送付してしまったという可能性もあり得るかもしれないが、上記書面は、G社の本社から林氏がe氏の要請に対して郵送で送付したものであるところ、林氏はe氏と面識はなく、この書面を要請された際に電話で話をしただけということであり、かかる状況からすれば、林氏が、恐怖のあまりに本来に存在しない債務について支払う旨を約束する書面を作成せざるを得なかったというような状況にあったとは認め難い。さらに、V社及びW社は、本件資産譲渡取引によって消滅したはずである貸付債権をそれぞれの被保全債権として、G社を債務者とする仮差押命令申立を東京地方裁判所に行っており、平成29年7月25日付で仮差押決定が出されている。かかるV社及びW社側の認識も、本件資産譲渡取引によって貸

付債権が消滅したという事実とは矛盾するといわざるを得ない。

以上から考えて、V社及びW社との間の本件資産譲渡取引は、真意から行われたものと認めるには難があるといわざるを得ず、平成29年3月期の債務超過を回避するために、真意に依らずに実施されたものとして、少なくとも、これによる平成29年3月期の特別利益の計上の有効性並びにV社及びW社の貸付債権の消滅を認識することには強い疑義がある。

5 G社による振出手形の回収等について

G社においては、本件資産譲渡取引の相手方となっている貸付債権者を含めた債権者に対して約束手形を振り出している。この点、G社においては手形の管理体制に不備があるのではないかと疑念も感じられるところであり、その一環として、本件資産譲渡取引によって貸付債権が消滅したにもかかわらず、振り出した約束手形が回収されていなかったのではないかとと思われる事象も認められた。もっとも、手形の管理体制に含めた回収状況については現在も調査が未了であり、また振出手形の回収状況自体は会計上の問題に直接の影響を与える事象とも言えないため、本中間報告書では手形の回収状況については認定を行っていない。

以上